

消費者コーナー

今月は 悪質商法撲滅月間です

最近よく耳にするようになった「二七電話詐欺」をはじめとし、日々さまざまな詐欺事件が発生しています。特に今年は、「二七電話詐欺」による被害が多く、1月～7月末段階で約12億円の被害額となるなど、過去最悪のペースで被害が拡大しており、極めて深刻な状況です。

福岡県では、毎年12月を「悪質商法撲滅月間」と位置付け、県内においてさまざまな啓発活動を実施しています。

本市においても、より一層の消費者啓発の強化や、悪質事業者への啓発を図るため「悪質商法撲滅月間キャンペーン」を実施します。

また、悪質商法の撲滅のためには、地域の皆さんの協力は必要不可欠なものとなります。地域の皆さんにおかれましては地域の見守りや声かけを行うなどのご協力をお願いします。

悪質商法撲滅月間キャンペーン

消費者啓発パネル展

【期間】12月1日(火)～4日(金)

【場所】市役所1階 市民ギャラリー

【内容】悪質商法の手口

- ・クーリングオフの方法
 - ・身近な詐欺事件など
- パネルなどでわかりやすく紹介します。

悪質商法撲滅！街頭啓発活動

【日時】12月15日(火) 午後3時～

【場所】いきいき情報センター前

ルミエール太宰府店前

【内容】12月の年金支給日に併せて、福岡県消費生活センター、福岡県警察、防災安全課、観光経済課で共同し、悪質商法や詐欺などに関する啓発活動を行います。

悪質商法撲滅月間

周知懸垂幕の掲出

【期間】12月1日(火)～25日(金)

【場所】太宰府市役所

消費生活相談センター

毎週月・火・水・金曜日

午前9時30分～午後4時

(正午～午後1時は昼休み)

場所 市役所2階消費生活相談室

多重債務問題に関する

無料法律相談窓口

毎月第3木曜日

午後1時～4時(一人30分程度)

※予約申し込みが必要です。

(問い合わせ・相談予約申し込み先)

観光経済課 商工・農政係

(☎内線440)

地球にやさしいエコライフ 145

問い合わせ 生活環境課環境保全係(☎内線307)

ウォームビズとは過剰な暖房を抑制し、室温20℃でも快適に過ごせるライフスタイル、取り組みのことを言います。冬の節電は、夏の対策よりも省エネ効果やCO₂排出量の削減効果が高いと言われています。ウォームビズを実践してより快適に、暖かく過ごしてみたいはいかがですか？

旬のものを食べてみよう



根菜類、特にしょうがなど冬の旬の食材はからだを内側からあたためる効果があります。また冷蔵庫に余っている食材を鍋にすることで食べ物の無駄も防ぐことができます。

湿度を意識してみよう



一般的に、湿度が高くなると体感温度が上昇しますので、暖房を抑えても寒さを感じにくくなります。食卓を囲む鍋はもちろんのこと、ストーブの上やかんを置いて湿度をあげてみましょう。

ウォームビズで 心も体もぽっかぽか

お風呂にひと工夫してみよう

ゆず湯、しょうが湯などお風呂の効果を高めてくれる昔ながらの知恵です。

ゆずやみかんの皮を湯船に浮かべるだけで、これらに含まれている成分が皮膚を刺激して、血行を良くしてくれます。大根の葉を1週間ほど乾燥させたものを刻んで布袋に入れて湯船に浮かべる大根湯には、葉に含まれるミネラル成分により、血行促進や発汗効果があります。



熱を逃がさないようにしよう

暖房を効率的に使用し、無駄なエネルギーの使用を抑えるには、あたためた空気を外に逃がさないようにすることが大切です。全体の熱の約50%は窓から逃げていきます。断熱シート、厚手のカーテンなどで熱を逃がさないようにしましょう。また、あたためた空気は上のほうにたまりやすくなります。扇風機などを短時間だけつけて空気を循環させることも効果的です。



出典：ウォームビズ | WARM BIZ - 気候変動キャンペーン Fun to Share HP